

「先決問題の拘束性」に関する一考察 (二)

——刑事訴訟を中心として——

山 中 俊 夫

四、西ドイツ刑法第一七〇条b項と扶養料判決

——BGHSt. 5. S. 106f. を中心として——

すでにのべた如く、§ 170b StGB と扶養料判決との関係に関する BGH 第四刑事部の決定は、拘束性問題について多くの論議をひきおこした。これを拘束性問題の解決の中核に据えることによって、多くの示唆が与えられ得ると考える。

そこで、先ず、われわれは、§ 170b StGB をめぐってなされた拘束性問題に関する認否の論証を、積極、消極の面から行っているドイツの判例、学説を通じて検討してみなければならぬ。

1、積極的立場に立つものとして、OLG Hamm¹⁾ をあげることが出来る。それによれば、§ 170b StGB は、民事責任に刑法上の有罪性を結びつけるものであり、決して一定の客観的確認に結びつけるものではない。民事裁判官の判決が、もし、当事者間のこの（扶養上の——筆者——）責任を、拘束的なものとして確定したとするならば、刑事裁判官は、それを、拘束的なものとして承認しなければならぬ。§ 170b StGB の意義および目的の観点のみならず、

法秩序の統一の観点よりするならば、必然的にこの結論に到達するはずである、と。

OLG Hamm は、積極的立場の論拠として、当該法条の意義、目的、それに加うるに、法秩序の統一という法原理を強調している。当該法条の意義、目的、ならびに、法秩序の統一という法原理については、後述する BGH の決定理由の中で触れられている。加えて、諸文献を通じて明らかにされるはずである。

ここで、実体的既判力理論が、ドイツの高等裁判所刑事判例において、就中、扶養義務違反等の構成要件について、拘束性肯定の理論的根拠となったものを記述しておくことも無駄ではない。OLG Bay によれば、確定扶養料判決は、法形成的効力を有する、すなわち、子供の権利について独自の権原を形成する。そして、それは、被告人のみならず、全ての国家官庁、更に、刑事裁判官によっても承認されなければならないものである。その結果、「扶養義務は、国家的法秩序の観点から、最早否定され得ない」ものとなる、と。同様の根拠にもとずいて、OLG Dresden^② は、次のように判示している。Wegegerechtigkeit に関する確定確認判決——それは、権利に対して、独自の権限を設定するが故に、——は、単に当事者に対してのみならず、全ての国家官庁に対して規準性たるべきものであり、その結果、それは、刑事裁判官——§ 262 StPO にもかかわらず——によっても、最早検討される必要は存しない、と。OLG Stuttgart^④ の論拠も、もし、それが、被告に何ら不動産上の権利は存しないという既判力ある確認は、物権毀損罪にもとづく刑事訴訟手続に対しても拘束的効力を有する、とするならば、実体的既判力理論の土台の上に立脚することとなる。

実体的既判力理論と拘束性問題については後述するが、ゴルトシュミットは、それが、一九世紀の前半に抬頭して来たその時に、すでに、その理論的基礎づけの有効性について批判的であったし、当該既判力理論の維持不可能性

は、証明されている。^⑤それ故に、それにもとづく判決は、今日的な拘束性問題の評価に対して何らの重要性をも有しない。

積極論を展開する学説としてベティヘルをあげることが出来る。すでに前節で寸見したように、「刑罰威嚇」の限界を先行確定判決の存在に求めたベティヘルは、その理論を、§ 170b StGB と扶養料判決に関して、次のように具体化している。[§ 170b StGB についての解釈は、次のような結論に到達するべきである。刑罰威嚇は、行為者が、すでに扶養料支払拒否以前に民事確定判決によって、全ての扶養義務から解除されている場合にまで及ぼされるものではない、]^⑥と。さらに、窃盗行為以前に下された所有権確認の民事判決——当該物件の所有権を行為者に対する関係において肯定するものであるが——は、窃盗罪に問擬されることから人を保護することにもなる。^⑦実体的既判力理論に立脚するとするならば、「(unrichtige) Urteil によって消滅せしめられた法定扶養義務は、最早、侵犯せられることを得ないこととなるし、所有権確認訴訟における勝訴者は、係争物件の所有者とされる」^⑧ではないか、と。

しかし、ベティヘルの言わんとするところは次の点にある。「確かに、(先行民事) 判決に、刑事裁判官に対する拘束的意味を与えるべきか否か、ということとは、今やその都度の既判力理論と結びついているわけではない。さらに、判決は、今日の支配的な既判力理論にもとずき発現する特別な訴訟的効力を有しており、実体刑法により無視され得ない。しかしながら、このような事例においては、個々の刑法規範の解釈が、換言すれば、刑法規範が、権利または法律関係の『判決適合的な』(urteilmäßig) 存在あるいは不存在を、構成要件要素として考えているか否か、という点が問題となってくるのである」^⑨と。

かくして、ベティヘルの立場は、法秩序の統一の観点から、全般的に拘束性を肯定する、といった OLG Hamm

の論理ではなくして、個別的法規の解釈の観点から、拘束性の認否を取り扱おうとしている。拘束性の認否は、実定法の解釈に依存することになる。

ただ、ここに問題として残るのは、この「解釈」の意味である。例えば、私法上の所有権、占有権保護規定と刑法上の財産犯処罰規定における「所持」状態保護という趣旨の一致を契機として（勿論、その趣旨の一致の有無は、解釈を通じて獲得され得るものであるが）判決相互間の拘束性が、ただちに獲得せられるか否か、ということである。このことは、後述するように、刑法上の原理との関係において問題となろう。

次に、消極的立場について考察しよう。

OLG Oldenburg^⑩は、法定扶養義務の侵害に関する刑事手続における確定扶養料判決の拘束力を否定している。その理由とするところは、民事訴訟における通常の判決手続においては、当事者の（自由な——筆者——）処分権（das Recht der Verfügungen der Parteien）が存在している。これに反して、刑事手続においては、行為の可罰性を理由あらしめる全ての事実を、無制約的な真実主義が追求する、という点にある。

刑事司法におけるこの実体的真実主義が、「正義」の中核であると考えられるならば、刑事司法は、無制限に実体的真実に向って、その近似値を求めて行く義務を有する。この意味からするならば、一般的に、前訴の判断からの後訴の解放こそが一つの手段であると考えられると同時に、そこから、私的自治の原則の訴訟的発現である処分権主義にもとづく確定民事判決への刑事判決の拘束は、完全に拒否されよう。^⑪

さて、当該問題の検証について中心となるべき BGH 第四刑事部の見解に眼を転じよう。

先ず、BGH は、すでにのべた § 170 b StGB に関する OLG の見解を取り上げ批判の対象に置いている。「(OLG

Hamm の——筆者——) 見解は従来、諸文献および判例において有力に採用されていたドイツ刑法旧第三六一一条第一〇号——§ 170 b StGB によりとってかわられたものであるが——の解釈に相当するものであり、¹²⁾「当該旧規定について発展せしめられた法原理は、扶養義務違反に関する新構成要件に移しかえられ得ない。何故ならば、この規定は、その本質およびメルクマールの点においても、削除された規定と根本的に区別されるところがある、¹³⁾」と批判する。けだし、「§ 361. Nr. 10 StGB の規定は、……一般的に、『扶養に対する義務』(„Pflicht zur Ernährung“) について規定し、さらに、扶養行為について管轄権を有する官庁の催告が不成就であり、かつ、他人の援助を必要とせねばならぬ、という場合に、はじめて意味をもってくる。この点から、扶養についての認容判決が得られるとするならば、扶養義務ありとする裁判が常に結論づけられる。このような判決への強制的拘束は、§ 361 Nr. 10 StGB の目的であろう、¹⁴⁾」と。

このように、当該法条の意義および目的に焦点を合わせた BGH は、OLG Hamm のもう一つの論拠である「法秩序の統一性」に言及する。

「加うるに、法秩序の統一性に論及するならば、それは、私法と公法は、相補はねばならない、との結論に必然的に到る、¹⁵⁾」ことになる。私法と公法とが、法体系、法秩序の二幹枝であり、それぞれの法秩序からする法益保護の役割は、相補われねばならないであろう。しかし、そのことが、訴訟の平面においても同様であると考えられることは出来ないであろう。訴訟上の特別な考慮が重要である。BGH は、「法秩序の統一性」の思想を、拘束性問題に関して完全に拒否している。「同一実体につき、民事裁判官と刑事裁判官との相互に矛盾する裁判によって、法秩序の統一性が危瀕ならしめられる、とする思想は放棄されなければならない。この危険は、民事訴訟との相異なる構造上の一般的

な結果であり、これらの手続において追究される相異なる目標の結果である。それは、立法者が、§ 262 StPO の施行に際して、すでに意識的に取り入れているように、たとえ、刑事裁判官が、自己の裁量によって審理の延期を利用するとしても、なお回避することの出来ないものである。同様に、それは、真実の自由な追求を阻止することは出来ない。それは、たとえ行為者が、犯罪行為の実行の時までに、確定敗訴判決を得ていたとしても同様である、^⑭と。さて、当の § 170 b StGB に対する BGH の見解を考察しよう。

「§ 170 b StGB の刑罰規定は、削除された § 361. Nr. 10 StGB よりもさらに高次の法政策的考慮にもとずいている。それは、法定扶養義務の侵害により惹起された『血族および家族に対する』不法 (Unrecht „gegen die Bande des Bluts und der Familie“) を軽罪罰によって威嚇している。それは、婚姻および母の身分を保護しているのであって、それらが、*unehelich* であろうと、はたまた *ehelich* であろうと、国民生活の基礎としてのそれらを保護しているのである。……この点について、ボン基本法第六条がのべているし、さらに同じく、すでにワイマール憲法が、憲法的保護を与え、法定扶養義務の明示的強調をなしているのである。もし、民事法上の審理手続において得られた扶養料判決に対する単なる不服従が、ただちに、処罰へみちびき得るものとするならば、婚姻および血縁によって基礎づけられている信頼義務に対する違反を強く処罰することになり、新刑法規範の目的と一致しないことになる。より困難な責任非難は、特別な法治国的安定性によって保障されている刑事手続——それは、怠慢と無知によって影響され得る訴訟関係人の意思表示とは無関係であるが——において、裁判所の真実義務の結果にもとずいて確定されなければならないのである、^⑮」としている。

その結果、「§ 170 b StGB の意義および目的が、扶養料支払いに関する確定認容判決は、当該規定違反にもとず

く処罰の十分な根拠をなすものではあり得ない、という点を明確にしているが故に、一般的に、§ 262 StPO の刑事手続規定の例外を承認するという動機は何ら存在しない、¹⁹⁾」ということになる。さらに、「この規定にもとずいて、刑事裁判官は——民事法律関係の価値判断と行為の可罰性が無関係であるとするならば——刑事事件について、手続および証拠に関する規定にもとずき判断することとなる。刑事裁判官は、捜査を行うことも可能であるし、関係人に民事訴訟提起のための期限を定めることもできるし、また、民事裁判所の判決を、このすでに係属せる事件において待つことも出来る。次いで、下された民事判決が、法形成的効力を有する場合にのみ、それは、刑事裁判官を拘束するにすぎない、¹⁹⁾」とする。

最後に、BGH は、拘束性否定の論拠を結論づける。

行為の実行以前に下された扶養料判決についても同様のことが妥当するのであって、「刑事裁判官が、民事判決——その既判力効の結果として、将来に対して訴訟当事者の財産権的關係を形成するのであるが——を、財産犯罪についての有罪判決の場合に、いかなる程度顧慮せねばならないか、ということは、確定される必要は存しない。敗訴判決の存在にもかかわらず、彼の権利の存在についての善意の確信は、常に不法意識を排除する。これと同様に、婚姻および血族により基礎づけられた法律上の扶養義務の侵害にもとづく公訴が問題とされる場合には、刑事裁判官は、問題とされる家族法上の事項の立証に際して、民事裁判官の扶養料判決に拘束されることはない。判決には、判断された支払請求の基礎に確認効が生ずるにすぎない。行為者が、当該判決に従うことなしに、法的に理由づけられた扶養義務を侵害したとするならば、事実審裁判所は、裁判官の自由な使用に供されている全判断資料を完全に吸収することによって、自らを形成しなければならぬ。その場合、確定扶養料判決は、全ての判決発見のための資料とならん

で、証拠方法の一つをなすにすぎない。……それは、客観的（実体的）正義に相應するものであり、かつ、もし、刑事裁判官によって罪責を完全に立証されない場合には、何人も、ある行為につき有罪とされることはない、という法治国家の刑事手続上の最高原理に相應するものである。」²⁰としている。

以上、BGHの決定理由から引き出されてくる論拠は、1、§ 170 b StGBの意義および目的、——§ 361. Nr. 10 StGBとの相異—— 2、§ 262 StPOの意義、3、罪刑法定主義の訴訟空間における保障、である。ここで我々は、当該決定のよりよき理解のために、これらについて、コメントを試みねばならない。

- ① OLG Hamm, NJW 1340.
- ② OLG Bay, HRR 1930 Nr. 81.
- ③ OLG Dresden, DRiZ 1931 S. 244, Nr. 289.
- ④ OLG Stuttgart, JW 1932, 3129.
- ⑤ この点につき、拙稿「刑事確定判決と既判力」（同志社法学第七一号昭和三七年）七一頁以下で素描した。
- ⑥ Bötticher, Die Bindung der Gerichte an Entscheidungen anderer Gerichte (Sonderdruck aus Hundert Jahre Deutsches Rechtsleben) S. 525.
- ⑦ Bötticher, a. a. O. S. 525.
- ⑧ Bötticher, a. a. O. S. 525.
- ⑨ Bötticher, a. a. O. S. 525.
- ⑩ OLG Oldenburg, NJW 1952, 118.
- ⑪ 「矛盾判決 (widersprechende Entscheidungen) は、常に、不正な (ungerechte) 裁判より、有害なものではない。」とは H. Brox の言葉である。H. Brox.
- ⑫ BGHSt. 5. S. 107.

- ⑬ BGHSt. 5, S. 107.
- ⑭ BGHSt. 5, S. 107～S. 108.
- ⑮ BGHSt. 5, S. 108.
- ⑯ BGHSt. 5, S. 110～S. 111.
- ⑰ BGHSt. 5, S. 108～S. 109.
- ⑱ BGHSt. 5, S. 109.
- ⑲ BGHSt. 5, S. 109～S. 110.
- ⑳ BGHSt. 5, S. 110.

2、先ず、すでに削除された § 361 Nr. 10 StGB について補足し、かつ、§ 170 b StGB との対比を試みねばならない。

§ 361 Nr. 10 StGB は、次のように規定する。

「10、扶養をなすべき者、ある者を扶養しうる状態にあるにもかかわらず、その扶養義務を、監督官庁の催告にもかかわらず、官庁の調停によって他人の援助が請求されねばならぬほどまでに拒否した者。

第九号および第一〇号の場合、拘留にかえて、一五〇マルク以下の罰金を科すことを得。」

フランクのコメント^①によれば、当該規定は、「扶養義務の懈怠」(Vernachlässigung der Unterhaltspflicht)を処罰するものである。「『拒否する』(entziehen)なる表現は、故意行為のみを処罰するために用いられている」のであって、「扶養義務の認識は、故意と見做される。」就中、「扶養義務は、非嫡出子に対しても存在する。」^②さらに、「……監督官庁の催告の認識は、故意あるものとされ、扶養義務の履行をなしうる状態にあることの認識もまた同様

である。」と。^③

これに対しては、§ 170 b StPO 次のように規定する。

「I、法律上の扶養の義務を故意に免れて、扶養の権利をもつ者の生活需要を危くさせるか、又は救助若しくは他人の救助がなければ危くさせることになるようにする者は、軽懲役をもって罰する。

II、本条の罪の未遂も罰となる。」^④

当該規定は、(扶養義務違反)の態度の中に、家族の信頼義務違反に際しての血族および家族に対する不法 (Vertoß gegen die Baude des Blutes und der Familie) を見る、^⑤ ということと BGH の判示するところと同旨である。ただし、「本条の根本思想は、扶養義務の刑法的承認を通じて、家族の結合および血族により結びつけられたその他の個々人の結合を保護する、という点にある、」^⑥ とされるが故にである。

法定扶養義務なる概念の下においては、扶養義務は、民法上の意味において理解されるべきものとされている。^⑦ 扶養義務は、配偶者に対してのみならず、離婚された配偶者に対しても、さらに、嫡出子および両親のみならず (1601 ff BGB)、非嫡出子に対しても保障される (1708 ff BGB)。さらに、非嫡出子の父はこの、条文の意味における扶養義務者に属する。また夫は、もし、彼が、嫡出の取消 (Aufhebung der Ehelichkeit) を行わない場合には、婚姻中に出生した彼によって生ませたものではない子供に関して、扶養義務を有する。扶養義務存否に関する裁判に際しては、権利者の順位は注意深く証明されなければならない。請求の裁判上の主張は、条件ではない。さらに、民事裁判官の判決は、刑事裁判官にとって拘束的なものではない、とされる。^⑧ すなわち、「……扶養義務の拒否はこの義務が、前もって判決によって確定されていることを条件とするものではない。民事判決が下されていたとしても、刑

事裁判官は、その民事判決に拘束されるのではなくして、刑事手続上の原理にもとずき、扶養義務の存否について判断する、^⑨とされている。

最後に、§ 262 StPO について寸見しよう。同条は、次のように規定している。

「I、行為の可罰性が民事の権利関係の判断に依存するときは、刑事裁判所はこの民事の権利関係についても、刑事事件に於ける手続及び証拠について効力を有する規定に従って裁判を為す。

II、然れども裁判所は審問を延期 aussetzen し、且つ関係者の一方に民事訴訟提起のため期間を指定し、又は民事裁判所の判決を待つ^⑩の権を有す。」

第一項は、民事法上の先決問題の刑法上の評価における刑事裁判官の取扱方法を規定するものであるが、本項は、「§ 261 StPO (自由心証主義)の規定を繰返しているにすぎない」^⑪ものであり、不必要なものとされている。^⑫ちなみに、§ 261 StPO は、「証拠調の結果については、裁判所が審問の全体より得たる自由なる心証 (Überzeugung) に従って裁判を為す、^⑬と規定し、わが刑法第三一八条「証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる、」に対応する。

第二項は、審問の延期、民事訴訟提起のための期間指定等を規定するが、拘束性問題とは無関係である。^⑭

さて、本条は、行為の可罰性が、民法的法律関係の価値判断に依存していることを前提としている。例えば、§ 170 b StGB の扶養義務概念は、§§ 1601 ff., 1708 ff., 1766 BGB, § 58 ff Ehegesetz ^⑮に依存している。^⑯ § 242 StGB (純単窃盗)^⑰、§ 246 StGB (横領)^⑱、§ 303 StGB (単純な器物損壊)^⑲における「財物の他人性」は、民法上の「所有」権概念に依存する。さらに、§ 292 StGB (密猟、狩猟権に対する侵害)における「他人の狩猟権」(, fremdes

Jagdrecht⁽¹⁾は、§§ 1, 3, 8 ff., 11 ff. Bundesjagdgesetz に依存している。これらの諸場合において、規範的構成要件要素の適用可能性は、私法上の価値判断に依存する。しかし、§ 262 StPO は、構成要件該当性の確定の場合にも、違法性が、民法上の法規定の適用可能性、あるいは適用不可能性によって条件づけられている場合にも関係してくる。⁽²⁾

刑事訴訟において重要な事実が、民事および行政裁判所訴訟手続においても確定されなければならないとしても、それは、§ 262 StPO とは無関係である。刑事裁判官は、道路交通法 (Straßenverkehrsordnung) に違反して生じた過失致死および法規違反に関する訴訟、いわゆる交通事故事件訴訟において、同時に提起された損害賠償事件訴訟の立証の結果を待つことなしに、交通事故事件を、独立して確定しなければならぬ。「民法上の法律関係」は、これらの事例においては、可罰性の問題に対して何ら先決性を有しない。⁽³⁾

刑法の適用において、一定の民事裁判の存在が条件となっている場合、例えば、結婚詐欺 (Eheerschleichung) の場合における確定婚姻無効判決、あるいは、取消判決の存在 (§ 170 StGB)、姦通罪 (Ehebruch) の場合における確定離婚判決の存在 (§ 171 StGB) 等の場合には、§ 262 StPO は何ら関与しない。⁽⁴⁾

さて、§ 262 StPO と拘束性問題については、次のようになる。

先行確定判決は、書証 (Urkundenbeweis) (§ 249) において、一定種類の裁判が発せられたこと、さらに、他の裁判官が、一定の事実を、一定の意味において確定したこと、あるいは理解したことについての後証のために使用され得る。刑事裁判官が、この関係において納得のいくものと認めた場合には、刑事裁判官は、当該事件に関して、新たな証拠調を省略することも可能である。⁽⁵⁾ § 190 StGB (真実の証明としての有罪の判決)⁽⁶⁾ によれば、刑事裁判官は、この限りにおいて拘束される。⁽⁷⁾ しかしながら、一般的に、刑事裁判官は、先行判決に対して独立している、換言すれ

ば、刑事裁判官は、先行裁判の事実確認を認容し、あるいは、先行裁判の法の見解を支持するべく強制されるものではない。²⁸ 刑事裁判官は、「自己責任にもとずく裁判を下すべきである。」²⁹

最後に、先決裁判が、形成効を有する場合には、本条の適用外である。

以上、§ 262 StPO についての見解は、ドイツにおける通説であるとして誤りではない。特に、自由心証主義が、刑事訴訟の一大原理を成すかぎり、当然の結論と言い得る。

最後に、罪刑法定主義の訴訟空間における発現について考えてみなければならない。

BGH が、「確定扶養料判決は、全ての判決発見のための資料とならんで、証拠方法の一つをなすにすぎない。…それは、客観的（実体的）正義に相応するものであり、かつ、もし、刑事裁判官によって罪責を完全に立証されない場合には、何人も、ある行為につき有罪とされることはない、という法治国家の刑事手続上の最高原理に相応するものである。」³⁰とのべていること、前記引用のごとくである。刑法の領域における支配的原理は、罪刑法定主義である。被告人のマグナ・カルタとしてのこの原理は、国家と個人との間に設定せられる国家的刑罰関係に対する規制原理である。それ故に、私法と公法における法律規定の目的の一致ということから、ただちに、拘束性の根拠が引き出され得るものと考えられることは出来ないであろう。民法の領域における「私的自治の原理」、「民事訴訟における「処分権主義」、「それに基づき判決の刑事裁判への拘束性は、国家・個人間に設定される刑罰関係が、実体的真実主義に基づかれねばならない」という要請と結びつき得ない。

ちなみに、従来、罪刑法定主義は、「法なければ犯罪なし、法なければ刑罰なし、」という標語によってその内容が示されてきている。日本国憲法第三六条が、刑事訴訟を中心と考える場合、罪刑法定主義を規定したものが、あるい

は、デュー・プロセスを規定したものであるか、について論ぜられて来ている。しかし、いずれも、実体法、訴訟法の各側面からの強調であったように思われる。同条の「法」なる語句は、両者を架橋するものでなければ無意味である。その意味では、BGH が、「何人も、刑事裁判官による罪責立証のないかぎり、ある行為につき有罪とされることはない、」という原理を当然に採用していること、そのことから、より高い次元での刑事法的要請が引き出されてくるのではなからうか。けだし、そこには、罪刑法定主義の要請と、適正な法の手続による裁判の要請、そして、裁判権の保障と実体的眞実主義が包含されているからである。より究極的には、罪刑法定主義と実体的眞実主義が、結合せしめられる接点を当該刑事法的要請に求めることが出来ると考える。だとするならば、「法の目的」の一致に拘束性の根拠を求めることは、罪刑法定主義と実体的眞実主義に反することとなる。

拘束性認否の論証を試みる前に、拘束性の認められる場合の方向を考えることが出来よう。罪刑法定主義は、拘束性問題に対して、前記のような拘束をなしている。この原理の要請に反しない形による拘束性の法規上の規定は可能であろう。現に西ドイツにおいて若干の規定が存在している。それは一定種類の事件に関して、刑事裁判官は、同一実体に関する先行判決に拘束される、とする拘束性を明示したものとなる。ただ、ここで、実体的眞実主義と衝突するという問題は残る。それを回避するためには、実体的眞実主義を超えた要請、あるいは、同格的要請が存在しなければならぬであろう。このことは、例えば、西ドイツに見られるような、裁判権のより多くの種類への分枝化とあわせて考えなければならぬのではなからうか。

① R. Frank, *Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich*, 8-10. Auflage, zweiter Abdruck, 1912.

② R. Frank, a. a. O. S. 628.

- ③ R. Frank, a. a. O. S. 628.
- ④ 法務資料第三二九号「ドイツ刑法」八八頁参照。
- ⑤ Schönke-Schröder, Strafgesetzbuch Kommentar 7. Aufl. S. 512.
- ⑥ Schönke-Schröder, a. a. O. S. 512.
- ⑦ Schönke-Schröder, a. a. O. S. 513.
- ⑧ Schönke-Schröder, a. a. O. S. 513.
- ⑨ Schönke-Schröder, a. a. O. S. 514.
- ⑩ 法務資料第三二七号「ドイツ刑事訴訟法」一〇二頁参照。
- ⑪ E. Schmidt, Lehrkommentar zur Strafprozessordnung und zum Gerichtsverfassungsgesetz. Teil II S. 753.
- ⑫ E. Schmidt, a. a. O. S. 753.
- ⑬ 法務資料第三二七号「ドイツ刑事訴訟法」一〇七頁参照。
- ⑭ E. Schmidt, a. a. O. S. 754.
- ⑮ § 1601 ff BGBは「扶養義務」を規定する。
§ 1601 (直系親族の扶養義務)、§ 1602 (扶養権利者)、§ 1603 (扶養義務者の給付能力)、§ 1604 (夫婦の扶養義務)、§ 1605 (未成年の子の扶養義務の成立)、§ 1606 (直系卑属および直系尊属の扶養義務の成立)、§ 1607 ff (扶養義務者順位) 等々、
- ⑯ § 1708 BGB (私生子の父の扶養義務)
§ 1709 BGB (父の扶養義務の順位)
- ⑰ § 1766 BGB (養親の扶養義務)
- ⑱ § 58 EheG (離婚後の扶養)
- ⑲ § 242 StGB 「I、不法に領得する意図をもって他人の動産をこの他人から奪う者は、窃盜のかどで、輕懲役をもって罰する」。
- ⑳ § 246 StGB 「I、自己が占有し又は保管する他人の動産を、不法に領得する者は、横領のかどで三年以下の輕懲役をもって罰

し、動産がこの者に委託されているときは、五年以下の軽懲役をもって罰する。」

- ⑳ § 303 StGB 「1、故意に、且つ違法に他人の物を毀損し又は破壊する者は、罰金又は二年以下の軽懲役をもって罰する。」
- ㉑ E. Schmidt, a. a. O. S. 753～S. 754.
- ㉒ E. Schmidt, a. a. O. S. 754.
- ㉓ E. Schmidt, a. a. O. S. 754.
- ㉔ E. Schmidt, a. a. O. S. 754.
- ㉕ E. Schmidt, a. a. O. S. 756.
- Graf zu Dohna, Das Strafprozessrecht, 3. Aufl. S. 113,
- Beling, Deutsches Reichsstrafprozessrecht mit Einschluß des Strafgerichtsverfassungsrechts. S. 285.
- ㉖ § 190 StGB 「主張された事実又は流布された事実が罪となるべき行為である場合には、侮辱の被害者がこの行為のかどで、有罪の判決を受け、その判決が確定するときは、真実の旨の証明が行われたものとみなす。これに反し事実の主張又は流布に先だって侮辱の被害者がその行為のかどで無罪を言渡され、その判決が確定するときは、主張の真実の旨の証明は許されない。」
- ㉗ E. Schmidt, a. a. O. S. 756.
- Peters, Strafprozess. S. 239.
- Löwe-Rosenberg, StPO § 262 Nr. 8,
- ㉘ Beling, a. a. O. S. 286,
- Graf zu Dohna, a. a. O. S. 112.
- Löwe-Rosenberg, a. a. O. S. 262 Nr. 8.
- ㉙ Th. Kleinkecht, H. Müller, L. Reitberger, Kommentar zur Strafprozessordnung und Gerichtsverfassungsgesetz. § 262, Nr. 1.
- ㉚ BGHSt. 5. S. 110.